

要介護認定者の所得税、市県民税申告にかかる
「障害者控除対象者認定書」について

65歳以上の介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方で、市の認定基準により障がい者に準ずるとして認定された場合「障害者控除対象者認定書」を交付します。

1 対象者

- （１）障害者控除の申告をする年の12月31日（以下、認定基準日という。）時点で、松戸市に住民登録がある65歳以上の方
- （２）認定基準日に要介護（要支援）認定を受けている方
- （３）松戸市の認定基準に該当する方

認定基準日

障害者控除対象者認定の認定基準日とは、所得税・市県民税の申告に係る年分の当該年の12月31日です。（例えば、令和8年の確定申告で令和7年分の障害者控除の申請をされる場合の認定基準日は、令和7年12月31日となりますので、認定基準日に要介護（要支援）認定が無い方は、障害者控除の対象となりません。）

2 申請できる方

本人または家族等、法定代理人

3 申請に必要なもの

- （１）障害者控除対象者認定申請書
- （２）申請者の本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカードおもて面など）
- （３）申請者が被保険者の法定代理人の場合は、代理行為の確認ができる書類の写し（登記事項証明書、代理行為目録など）
- （４）準確定申告に使用する場合は、死亡日の記載がある証明書の写し（戸籍謄（抄）本・除住民票・死亡届など）

4 申請方法

- （１）介護保険課窓口にて申請
 - ・申請者が必要書類をお持ちの上、ご来庁ください。
- （２）郵送申請
 - ・必要書類を同封し、次ページの問い合わせ先まで郵送してください。
- （３）松戸市オンライン申請システム
 - ・必要書類をイメージデータでアップロードしてください。
 - ・申請完了画面に表示される申込番号を控えてください。

（裏面あり）

5 留意事項

(1) 障害者控除対象者認定書の申請は、申告の対象となる年の翌年1月1日以降に受け付けを開始します。(窓口及び郵送申請は、申告の対象となる年の翌年1月1日以降の開庁日となります)

例) 令和7年分の申請は、令和8年1月1日以降に受付を開始します。

(2) 要介護(要支援)認定を受けていても、65歳未満の方は対象になりません。

(3) 要支援の方、要介護度の低い方は該当しない場合があります。

(4) この「障害者控除対象者認定書」は障害者認定をするものではありません。

(5) 準確定申告に使用する場合は、死亡日が認定基準日となります。

(6) 原則として法定申告期限から5年間は確定申告の更生ができます。過去に認定がある方は障害者控除の対象者と認定されれば更生の請求ができる可能性があります。確定申告の更生については、お住まいの地区を管轄する税務署にお問い合わせください。

(7) 障害者控除対象者認定については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

松戸市役所介護保険課

(松戸市介護保険事務センター 認定担当)

TEL: 047-366-7370